

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年9月16日付け秋田市指令第5258号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年8月2日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市添川字矢坂9番1、15番1、16番1、16番2、16番3、18番、19番、20番、21番、22番および23番

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市添川字鶴木台65番地3

社会福祉法人ともしび会

理事長 工 藤 嘉左衛門